

【下田市結婚新生活支援補助金】

新婚夫婦の新生活を応援します

下田市では、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、住居費・引越費用を補助します。

○補助対象世帯・条件

- ①平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ②夫婦の年間所得が340万円未満（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得から控除します。）
- ③平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に結婚を機に新たに市内に住居を購入、賃借した世帯、引越しをした世帯
- ④対象となる住居が市内にあり、補助金交付申請時に市内に住所を有していること。
- ⑤婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が34歳以下であること。
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

○補助対象経費

・住居費

新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※地代、光熱費、設備購入費等は対象外です。

・引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用）



○補助金の額

住居費と引越費用の合計額を対象に 1世帯当たり上限30万円

○申請方法

交付申請書に必要な書類を添えて、下田市役所の統合政策課に提出してください。

なお、申請される方は事前に下記のお問い合わせ先へご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒415-8501 下田市東本郷 1-5-18

下田市役所 統合政策課 政策推進係

電話：0558-22-2212